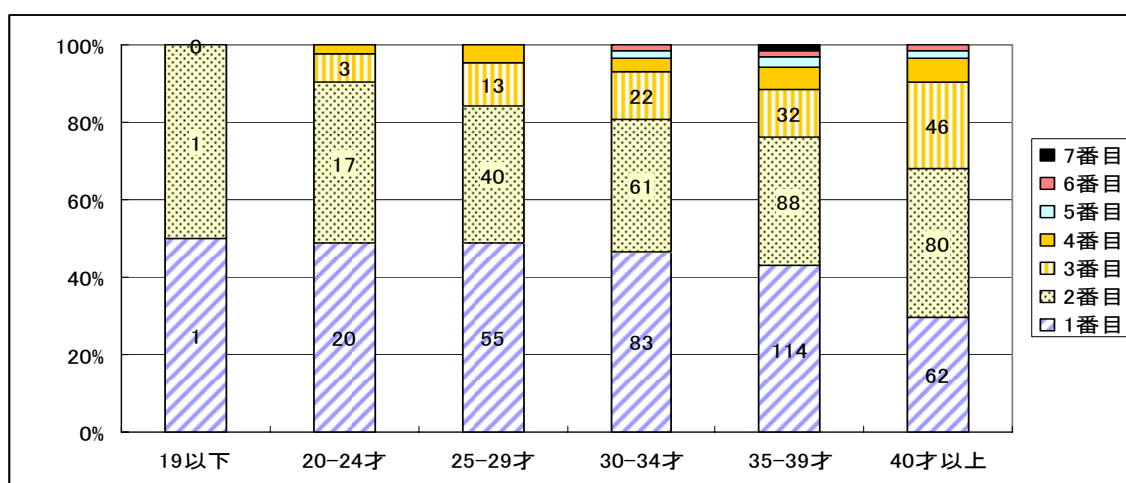


④ 同胞ありの場合、何番目の子どもが虐待を受けているかについて

親の年齢と二人以上養育している場合の割合をみると、10歳代から30歳代までは第1番目の子を虐待している割合が40%を超えている。40歳以上になると、第2番目の割合が高くなる。20歳前半では第2番目への虐待割合は子どもの人数が少ないために第1、第2番目の子への虐待割合はともに4割を超えている。30歳代になると、第3、第4、第5番目子への虐待も多くなる。

図表 2 5 虐待者の年齢と二人以上育てている場合の被虐待児の順位



(2) 虐待発生・関連項目状況

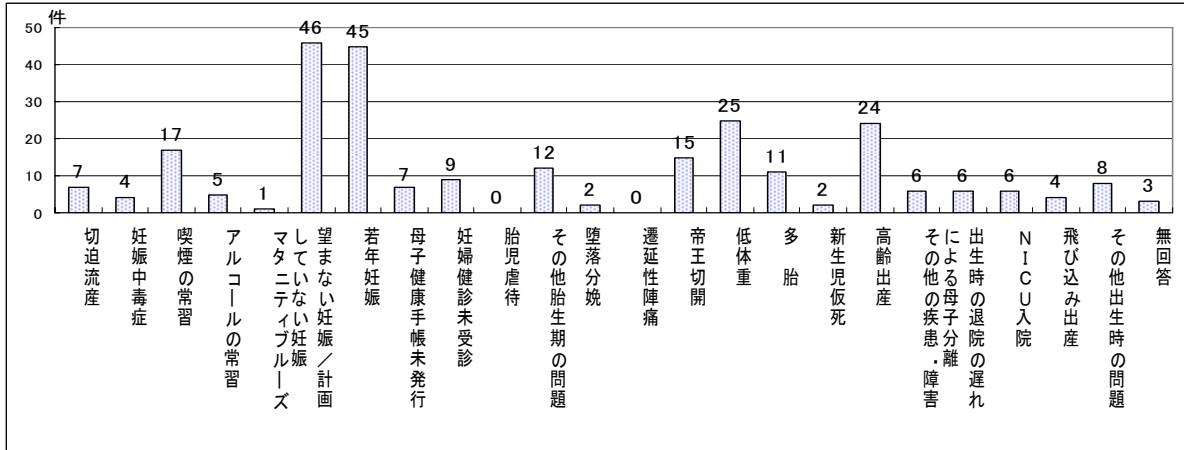
虐待の発生要因について、妊娠・周産期（親になる前後）の状態、養育者の心理的・精神的等状態、子どもの情緒・行動上の状態にわけて分析する。妊娠・周産期は、特に親になる準備と、親になっていく時期の始まりでもあり親子関係を結ぶ上で重要な時期である。なお、調査要因として選んだ項目（リスクとして把握する必要がある）は主として子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」）報告されたものである。0歳から3歳の場合、これらのリスクを把握することで予防につながる。今回の調査においては、在宅アセスメント指標からは、養育能力の低さを、また子どもの情緒・行動上の問題については、中学生や小学生のための項目を追加した。従来、リスク要因として挙げられてきた養育者の虐待の認識や、虐待者の生育歴といった内容は含まれていない。

## 1) 妊娠・周産期の状況

頻度が高い上位2項目は、望まない妊娠 / 計画しない妊娠と若年妊娠である。

回答は168で全体の14%にあたる。複数回答である。

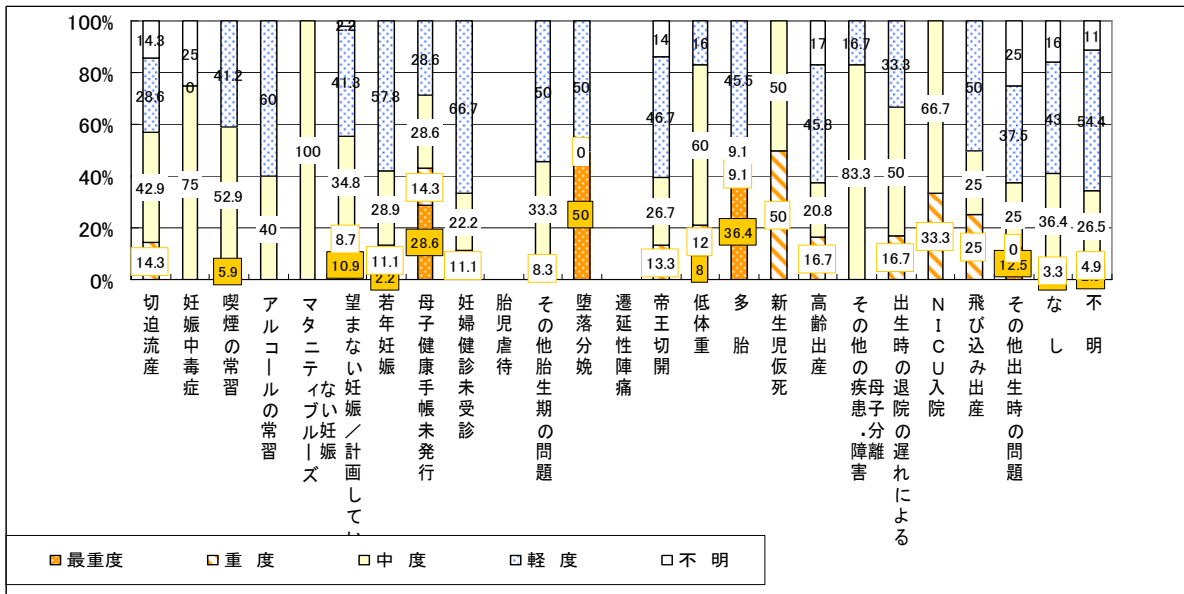
図表26 妊娠・周産期項目状況（複数回答）



### ① 虐待の程度と項目について

最も重症度の割合が高い項目は、墮落分娩、多胎、母子健康手帳未発行、出生時の問題、望まない妊娠 / 計画しない妊娠である。

図表27 虐待の程度と妊娠・周産期の項目



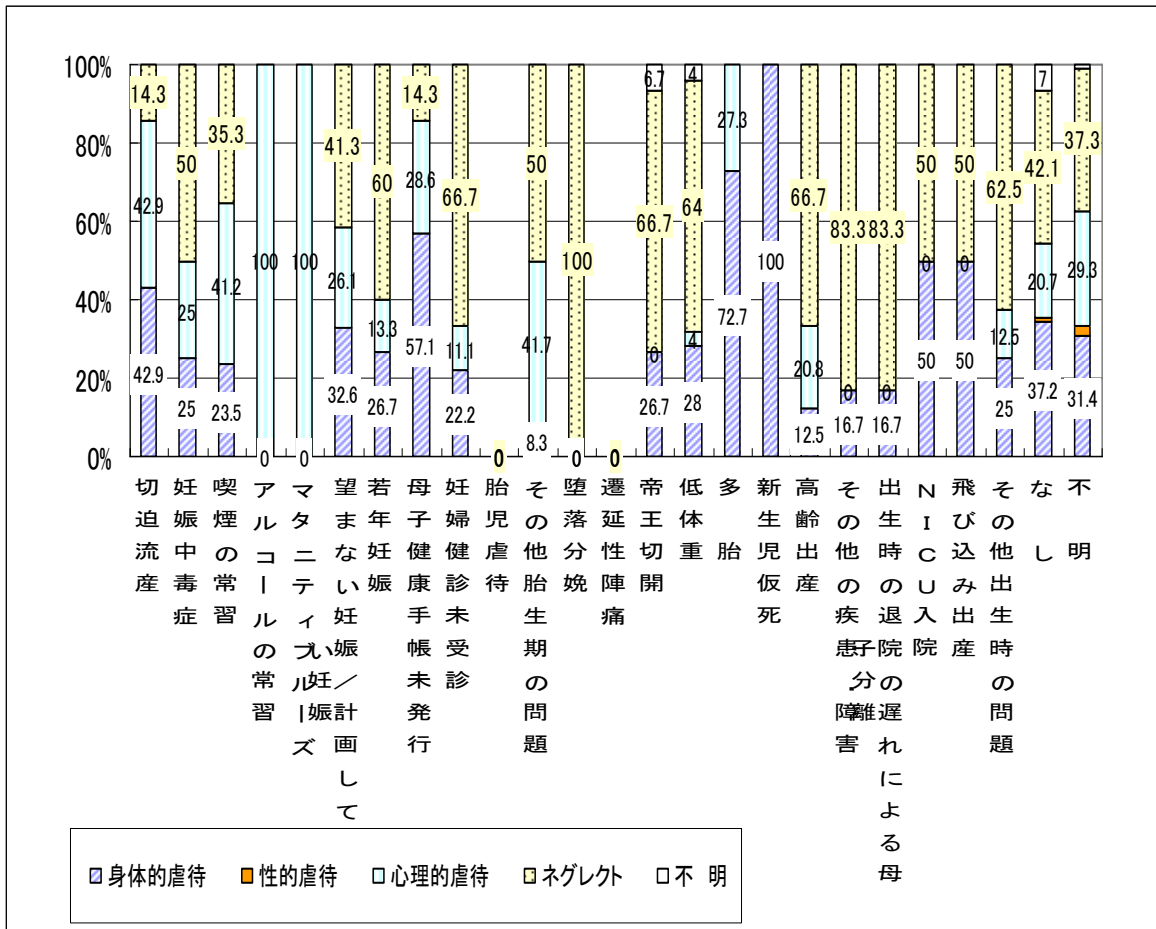
これらは親になる準備が低い状態での出産と関係しており、初期の母子関係成立時の困難さを示している。

## ② 虐待の種類と項目の関係

身体的虐待の高い割合は、新生児仮死、多胎、母子健診手帳未発行、切迫流産、NICU入院、飛び込み出産である。

ネグレクトの割合が高いのは、墮落分娩、妊婦健診未受診、低体重、帝王切開、高齢出産、その他の疾患、出産時の退院遅れの母子分離、若年妊娠、妊娠中毒症である。心理的虐待は、アルコールの常習、マタニティブルーズ、切迫流産がいずれも高い割合を占める。

図表 2 8 虐待の種類と妊娠・周産期の項目



## 2) 乳幼児健康診査

乳幼児健康診査の受診状況が不明・無回答が7割を超えている。

定期的に乳幼児健診を受けることで、子どもの発達とさらに親の状況を把握することができる。健診はともすれば、子どもへの視点が主なものとなるが、親の養育状況や子どもとの愛着形成がどうなのかという観点、さらに生活状況などについても留意することが求められる。

未受診であれば、子どもの状態なども把握できず、親の子どもへの関心の程度も気になるところである。

該当年齢になればほぼ全ての子どもが受けている BCG 予防接種についてみると、「受診」と「年齢的に非該当」を除くと、79%が未受診もしくは不明・無回答であり、乳児期の健康面の把握がなされていない。

図表 2 9 乳幼児健診

	全 体	受 診	未受診	年齢的に非該当	不 明	無回答
3～4か月健診	1228	223	62	15	913	15
	100	18.2	5	1.2	74.3	1.2
1歳6か月健診	1228	204	60	72	870	22
	100	16.6	4.9	5.9	70.8	1.8
3歳児健診	1228	133	80	153	837	25
	100	10.8	6.5	12.5	68.2	2
BCG予防接種	1228	237	60	21	884	26
	100	19.3	4.9	1.7	72	2.1

① 妊娠・周産期の問題の有無と健診状況

妊娠・周産期の問題があり、健診状況が未受診の子どもは3～4か月で13.1%、1歳半で11.9%、3歳で14.3%と、10人に1人は必ずいる。

図表30 乳幼児健診

3～4か月健診

	全 体	受 診	未受診	年齢的 に非該 当	不 明	無回答
調査数	100 1228	18.2 223	5 62	1.2 15	74.3 913	1.2 15
あ り	100 168	34.5 58	13.1 22	6.5 11	45.2 76	0.6 1
な し	100 121	51.2 62	5 6	1.7 2	40.5 49	1.7 2
不 明	100 936	11 103	3.6 34	0.2 2	84 786	1.2 11

1歳半健診

	全 体	受 診	未受診	年齢的 に非該 当	不 明	無回答
調査数	100 1228	16.6 204	4.9 60	5.9 72	70.8 870	1.8 22
あ り	100 168	26.8 45	11.9 20	17.3 29	41.1 69	3 5
な し	100 121	49.6 60	5 6	4.1 5	38.8 47	2.5 3
不 明	100 936	10.6 99	3.6 34	4.1 38	80.3 752	1.4 13

3歳児健診

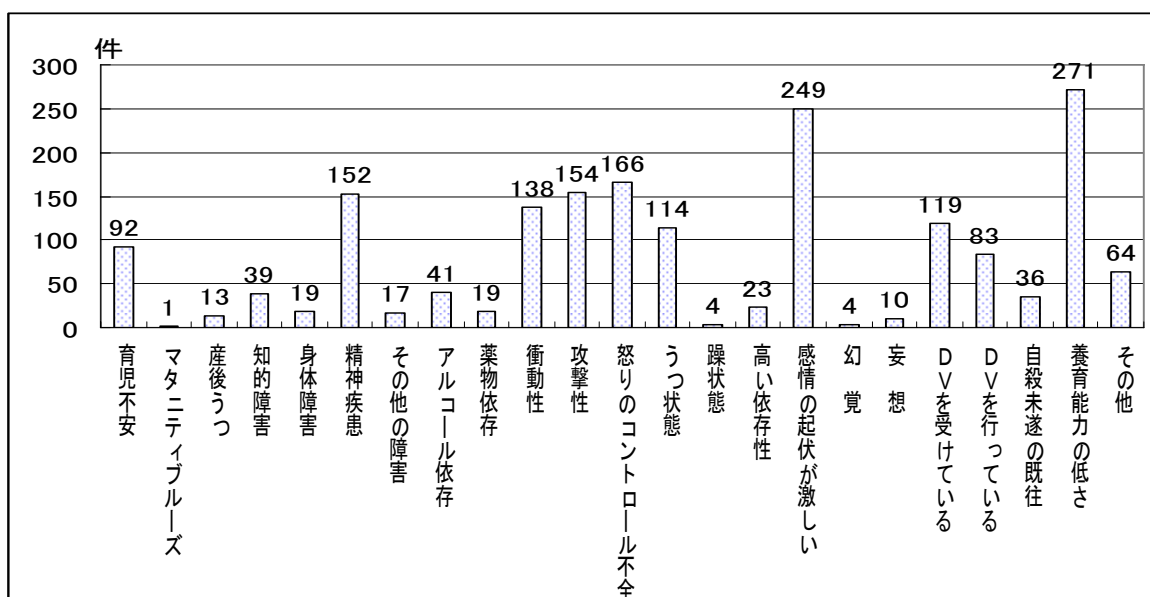
	全 体	受 診	未受診	年齢的 に非該 当	不 明	無回答
調査数	100 1228	10.8 133	6.5 80	12.5 153	68.2 837	2 25
あ り	100 168	14.3 24	14.3 24	29.2 49	38.7 65	3.6 6
な し	100 121	36.4 44	9.1 11	14.9 18	36.4 44	3.3 4
不 明	100 936	6.9 65	4.8 45	9.2 86	77.6 726	1.5 14

### 3) 養育者の心理的・精神的問題状況

頻度が高い上位 5 位は、養育能力の低さ、感情の起伏が激しい、怒りのコントロール不全、攻撃性、精神疾患である。

回答数は 806 件で全体の 66%にあたる。その他については、疾患を入れていた回答であった。

図表 3 1 養育者の心理的・精神的状況（複数回答）



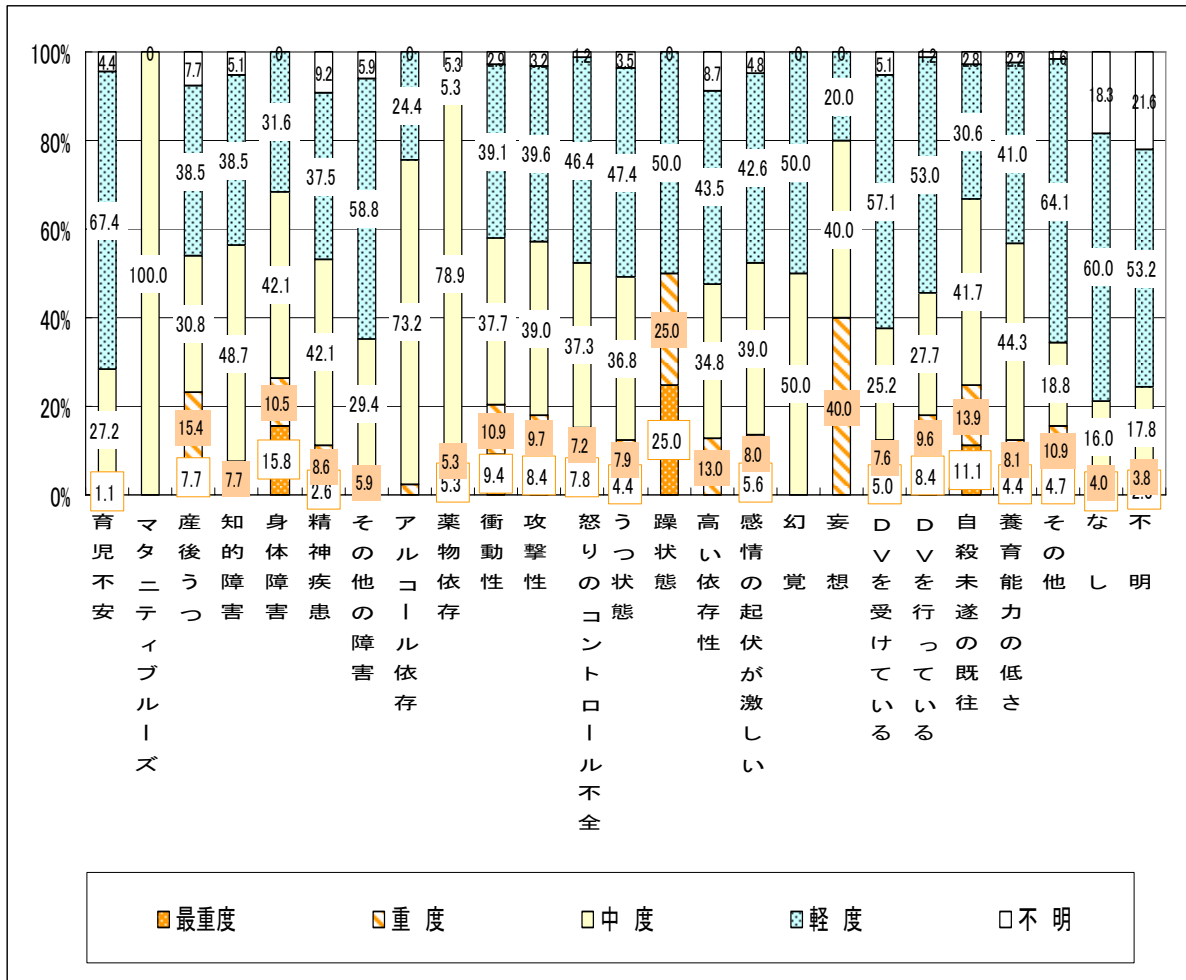
### ① 虐待の程度と養育者の状況

虐待の最重度が認められた項目は23項目中16項目が該当し、躁状態、身体障害、自殺未遂、衝動性の割合が他に比べ高い。重度では23項目中21項目が該当し、躁状態、自殺未遂、産後うつの割合が高い。

最重度に含まれる項目は軽度まで存在しており、他の要因が重なれば、虐待の程度が重度化する項目であることが理解される。それぞれの項目は互いに関連しあうものの、いずれも生活しづらい状態であったり、衝動コントロールがききにくい状態であったりしている。これは支援対応が整わない限り、軽減しにくい項目である。

「問題がなし」とした中には、最重度や重度が含まれている。これらは病院入院などで調査ができなかったためと推察されるが詳細は不明である。

図表32 虐待の程度と養育者の状況



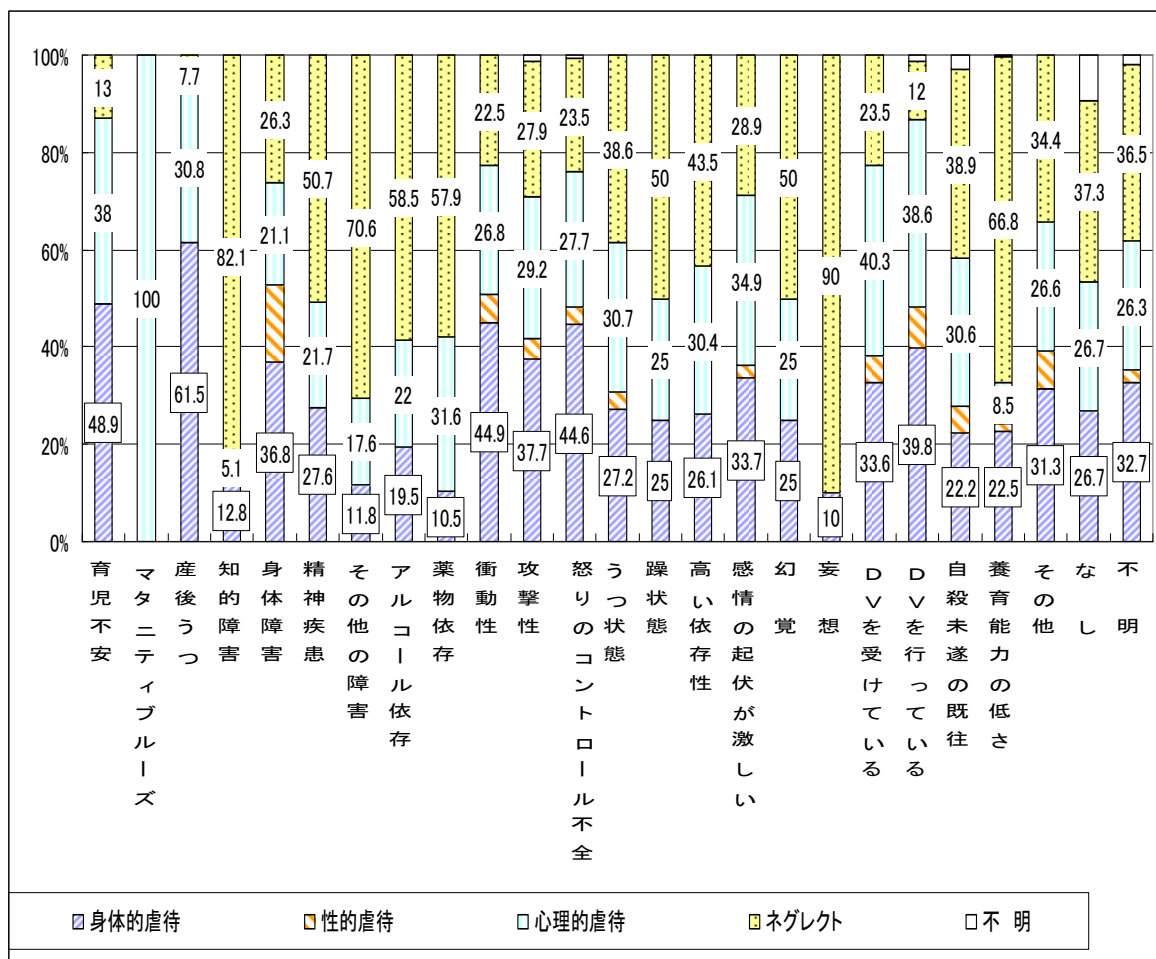
## ② 虐待の種類と養育者の状況

身体的虐待と関連したのは、産後うつ、育児不安、衝動性、怒り、DVを行っているである。

ネグレクトと関連したのは、知的障害、その他の障害、精神障害、アルコール依存、妄想、養育能力の低さである。心理的虐待は、マタニティブルー、育児不安、DVを受けている、である。性的虐待は、身体障害、DVを行っている、DVを受けている、衝動性が高い、である。特徴は、それぞれの項目がマタニティブルー、妄想を除き、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトすべての項目に関係していることである。

身体的虐待については衝動コントロールができていないかどうか、虐待自覚ができていないかどうかにかかわるため、重要なリスク要因となる。

図表 3 3 虐待種類と養育者の状況



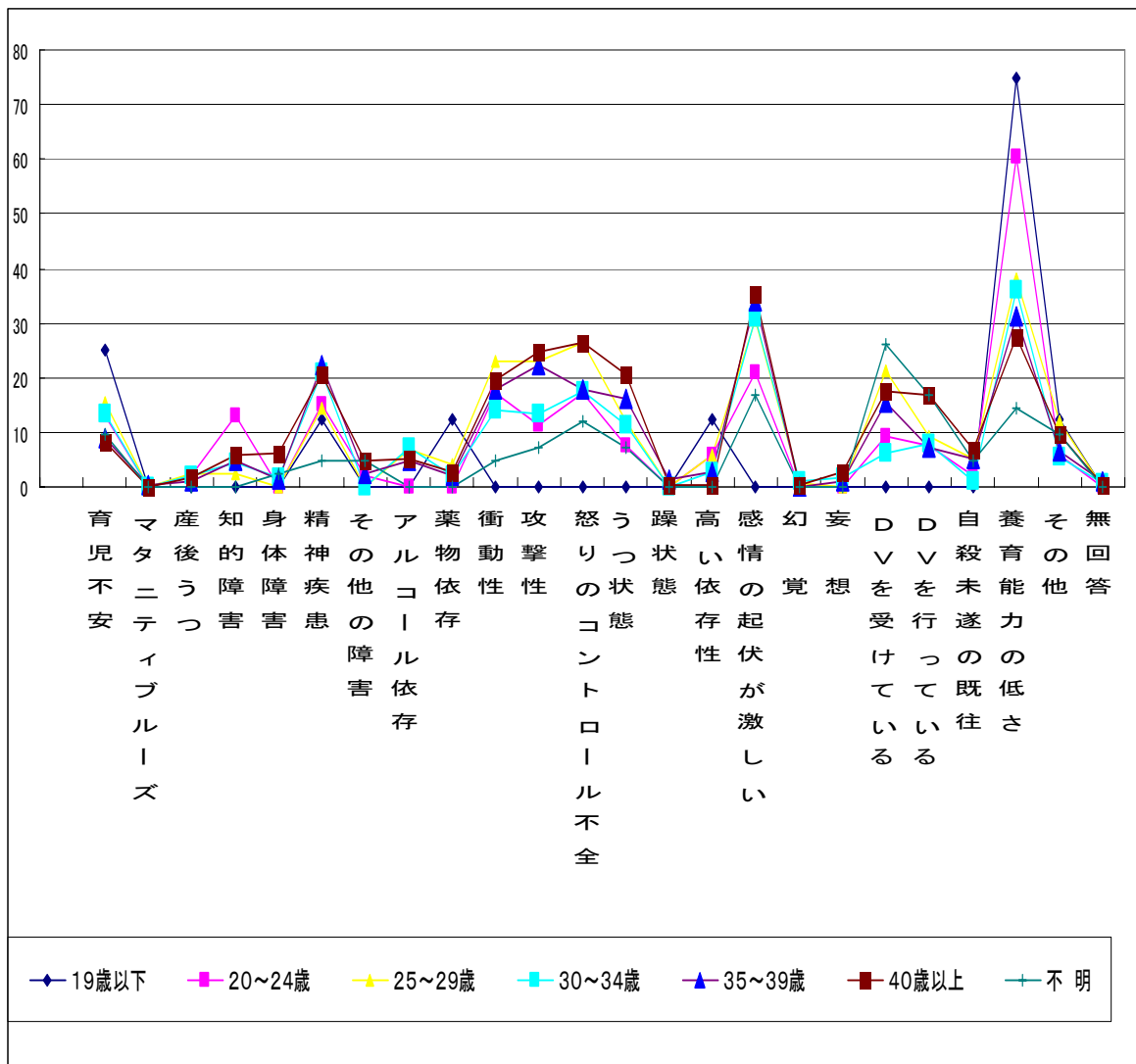


### ③ 養育者の年齢と養育者の状況

衝動性・攻撃性が高い傾向や、精神的な症状を抱えている状況にある。

19歳以下の養育者の問題等では、育児不安と「養育能力が低い」の割合が高い。20歳代については、知的障害、養育能力が低い点である。30歳代は衝動性、感情の起伏が激しいなどが上位にくる。40歳代は、精神疾患、衝動性、攻撃性、怒りのコントロール、感情の起伏が激しい、DVを行っている、受けている項目が高い。40歳代ではDVの割合が高く、感情の起伏が激しいなど、生活ストレスが慢性化している状態なのかもしれない。

図表 3 4 年齢と養育者の状況割合

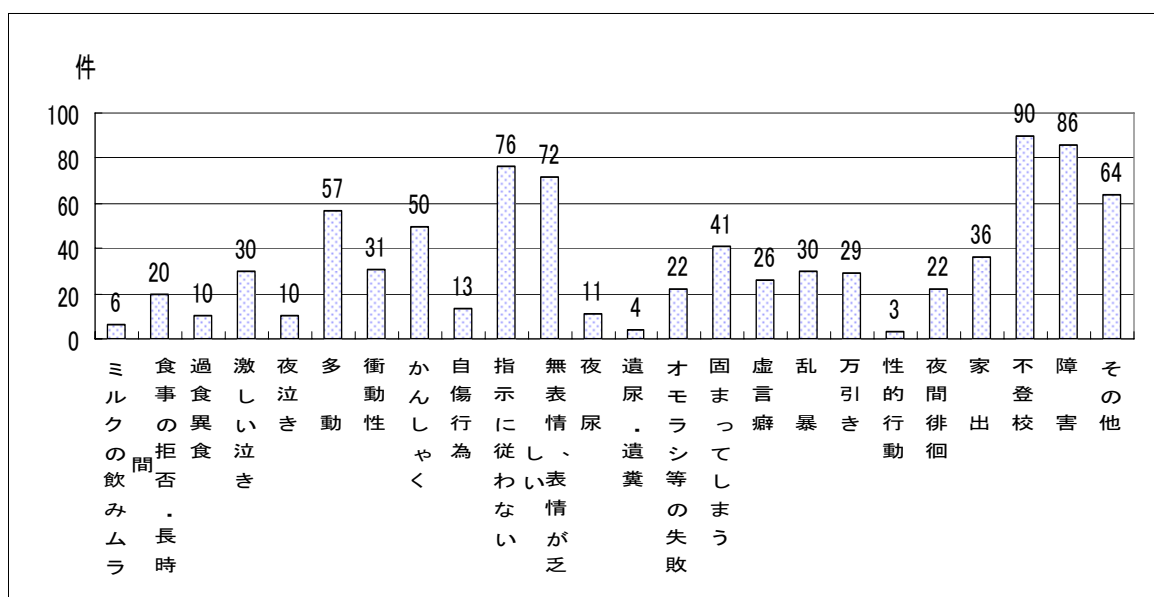


#### 4) 子どもの状況

頻度のもっとも高い5位をとると、不登校、障害（身体的障害を除く知的・発達障害など）、指示に従わない、無表情、多動である。

回答は全体の40%にあたる。複数回答である。子どもの情緒・行動上の問題等の状態については、それらが虐待による結果なのか、あるいは虐待を引き起こす原因なのか、それともそれぞれの相互作用により生じたものなのかは、本調査では議論できない。しかし、そういった議論よりは、子どもの状態がどの程度悪化しているのか、子どもがSOSを出せているのかに着目することが重要であろう。従って、このようなSOSのサインの視点から、子どもの情緒・行動上の問題を見ていくと、低年齢児では、子どもの食事や排泄のトラブル、泣くなどが多く、学齢児では、非行傾向や不登校として顕在化している。虐待が継続している場合にみられる無表情や表情の乏しさなどは、年齢に関係なく全てに現れている。

図表35 被虐待児の情緒・行動上の状況（複数回答）



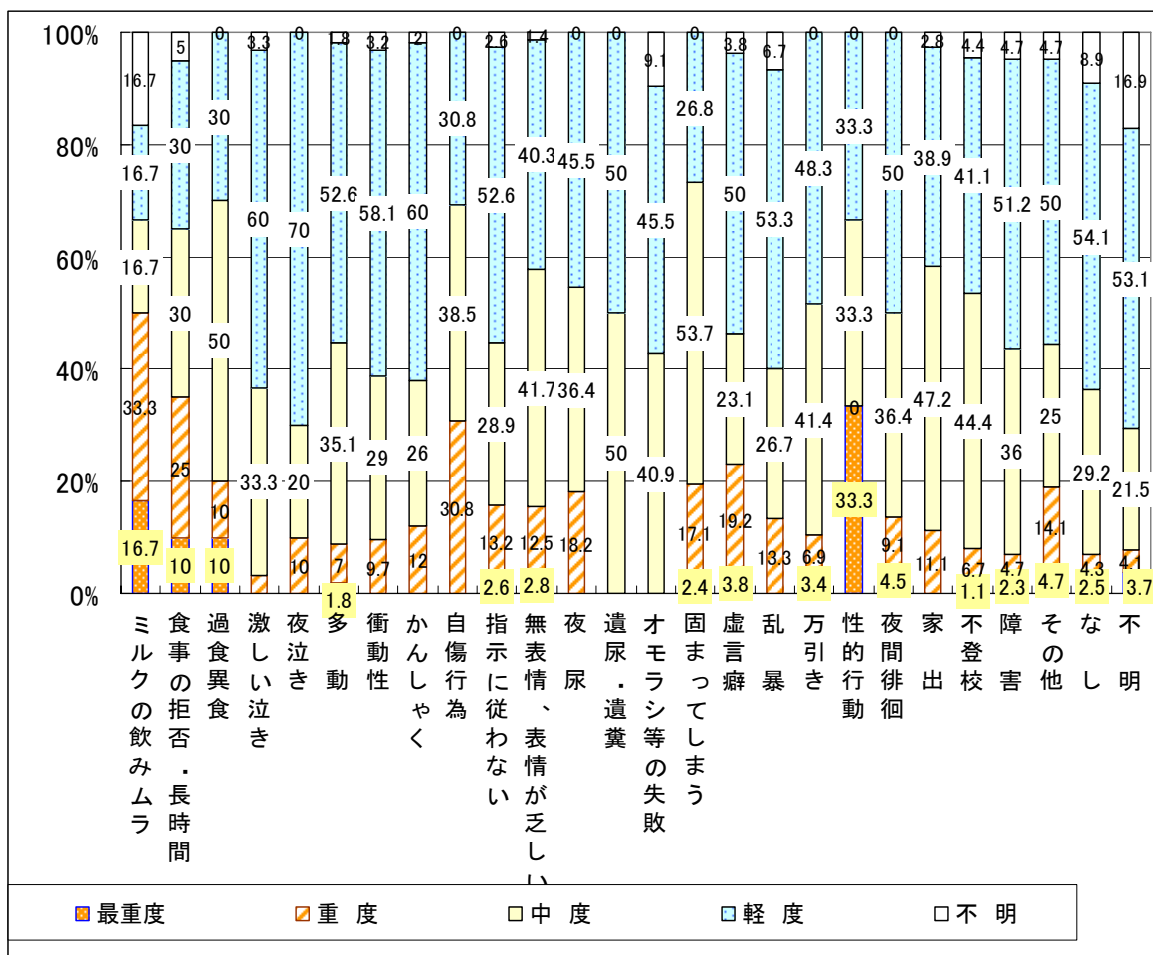
① 虐待の程度と被虐待児の情緒・行動上の問題

最重度はミルクの飲みムラ、食事の拒否・長時間、過食異食、性的行動がみられる。

子どもの項目と虐待の程度を見ると、最重度と重度には遺尿・遺糞とオモラシ等の失敗の2項目はみられない。

最重度と重度とも10%を越える出現率を示した項目は、ミルクの飲みムラ、食事の拒否・長時間、過食異食である。最重度の特徴としてみられるのは、性的行動の項目では33.3%を占め、重度では自傷行為、指示に従わない、無表情・表情が乏しい、夜尿、固まってしまう、虚言癖、乱暴、夜間徘徊等の占める割合が高い。

図表36 虐待の程度と被虐待児の状況

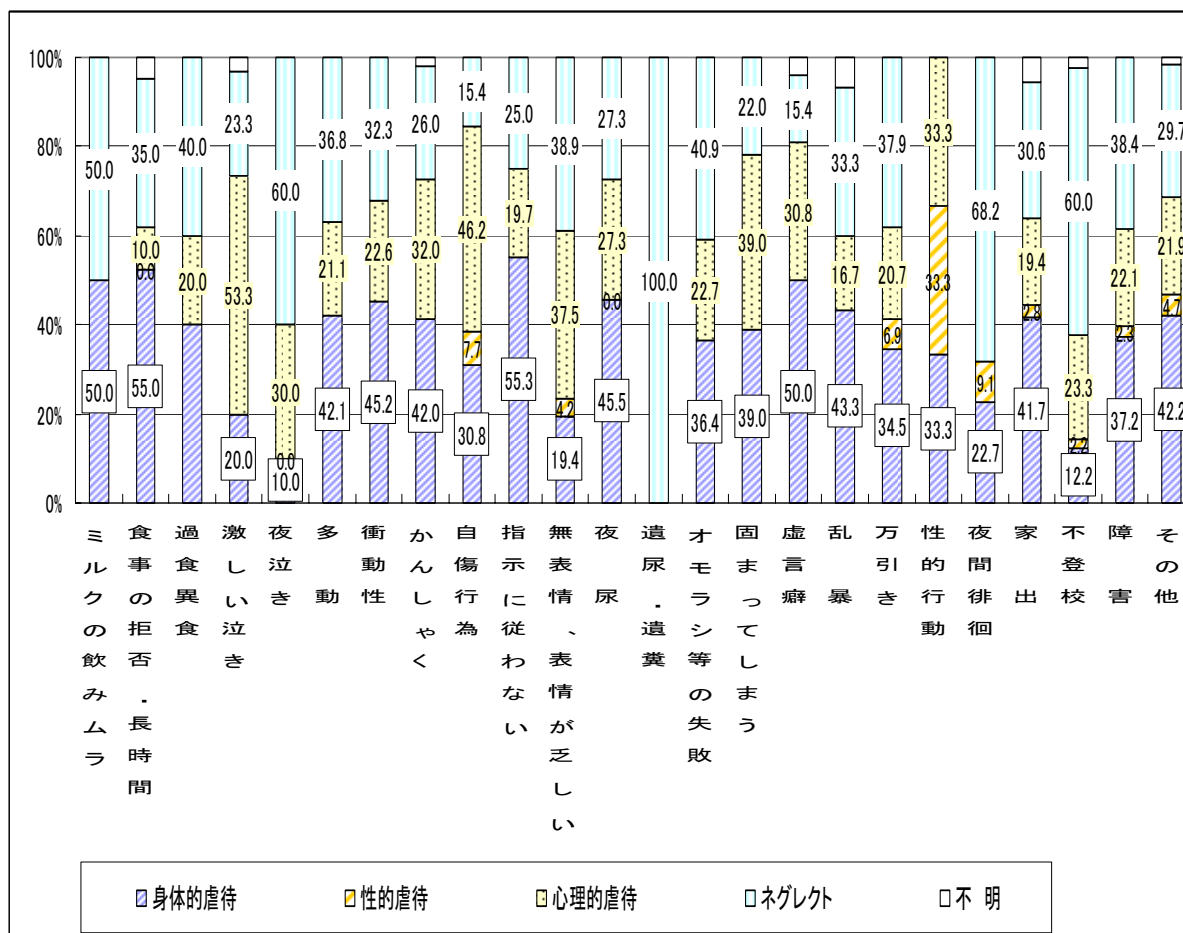


## ② 虐待の種類と被虐待児の状況

自傷行為、無表情、性的行動、夜間徘徊、家出などは今後子どもをケアする必要がある状態を示している。

虐待の種類において特徴的な点を見ると、性的虐待の場合には、その結果ともいえる自傷行為、無表情・表情が乏しい、万引き、性的行動、夜間徘徊、家出などが出現し、子どもへのケアが必要な状態を示している。また、身体的虐待は、食事の拒否・長時間、指示に従わない、虚言癖の占める割合が高い。心理的虐待は、激しい泣き、夜泣き、かんしゃく、自傷行為、無表情・表情が乏しい、固まる、虚言癖の割合が高い。ネグレクトの割合は、夜泣き、遺尿・遺糞、夜間徘徊、不登校が高い。

図表 3 7 虐待の種類と被虐待児の状況



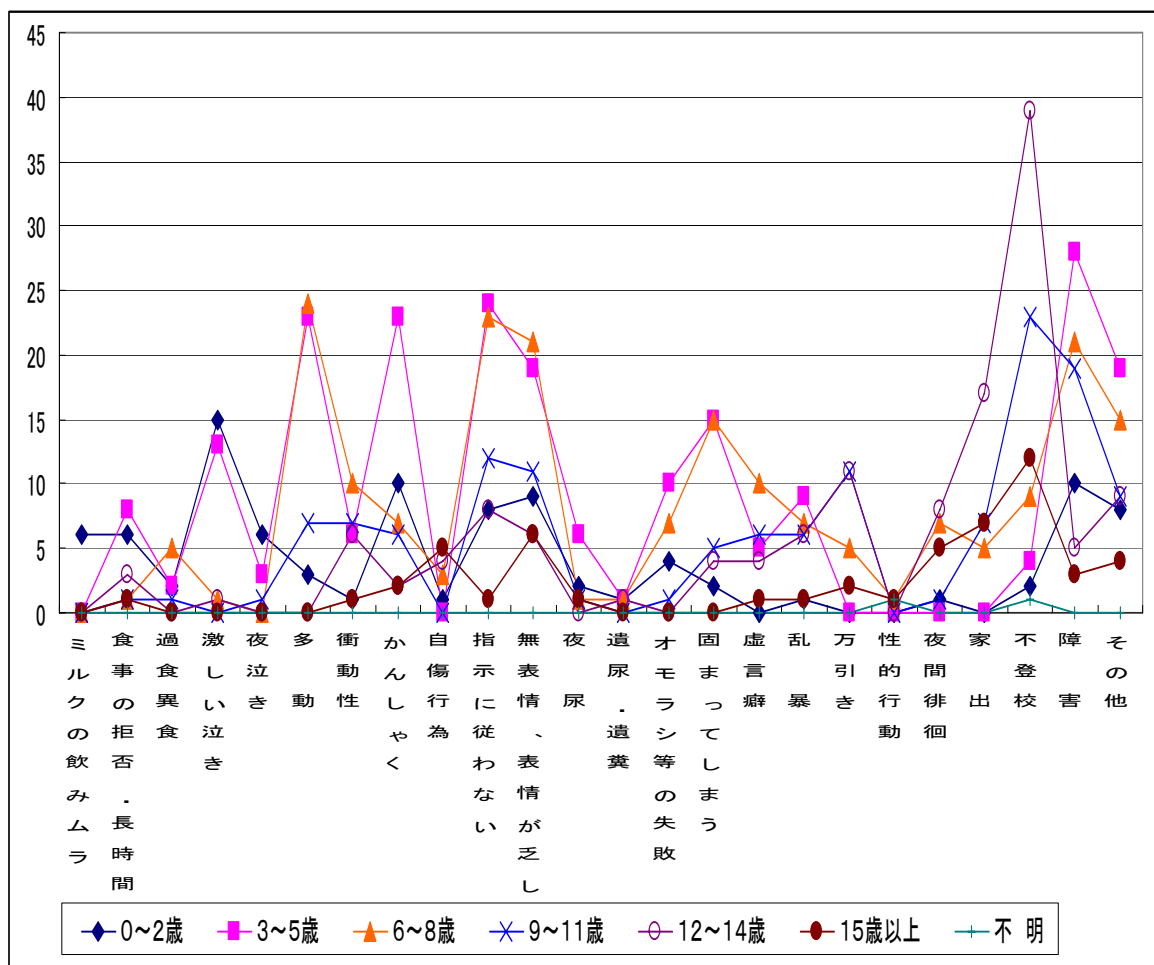
### ③ 被虐待児の年齢と情緒・行動上の問題の関係

子どもが示す状態では、乳幼児は食や感情表出に関するもの、中学生期は夜間徘徊や家出などの非行や、不登校などが多くみられる。

3歳から8歳にかけての幼児期から小学校低学年の時期は、かんしゃくや無表情・表情が乏しい、固まってしまうなどの感情表出と関連した行動と、多動や指示に従わないなど行動コントロールに関連した行動の2つの特徴がみられる。これらの行動上の問題は早期からの子どものケアの必要性を示している。

また不登校については3歳からは保育所へ行かないといったことから始まり、小学校高学年、そして中学校でピークをむかえる。不登校についてはネグレクトが5割を占めていることから、生活支援や精神保健関係などの関係機関の協議・連携体制の充実が重要である。

図表38 被虐待児の年齢と項目の関係



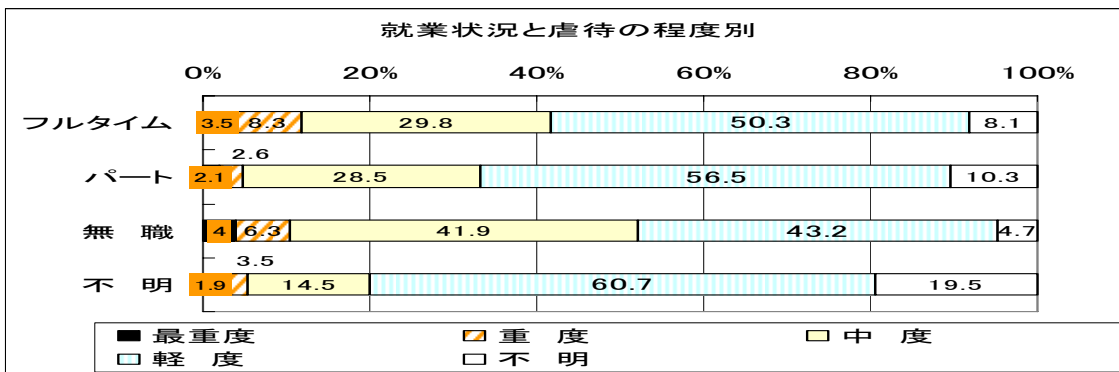
## 5) 就業状況

無職の中度に占める割合が4割である。

### ① 虐待の程度と就業状況

就業別における虐待の程度をみると、最重度・重度の合計はフルタイムでは11.8%であり、パートでは4.7%であった。パートでは、半数以上といえる56.5%が虐待の程度では軽度が占める。無職をみると、フルタイムやパートに比べると、無職の割合で中度の割合が4割を占めている。

図表39 虐待の程度と就業状況

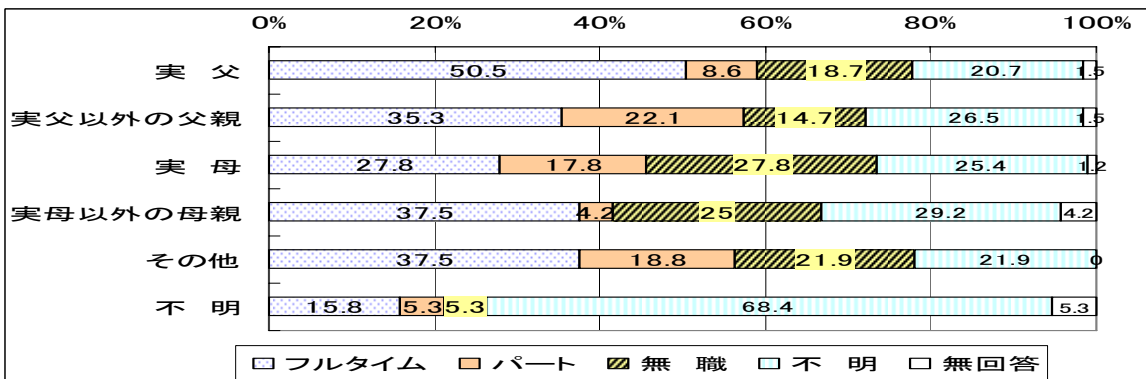


### ② 虐待者と就業状態

実父のフルタイムは50%をこえている。実母は27.8%である。

実父以外の父親はフルタイムが35.3%と実父よりは低く、逆にパートが8.6%に対して22.1%を占める。

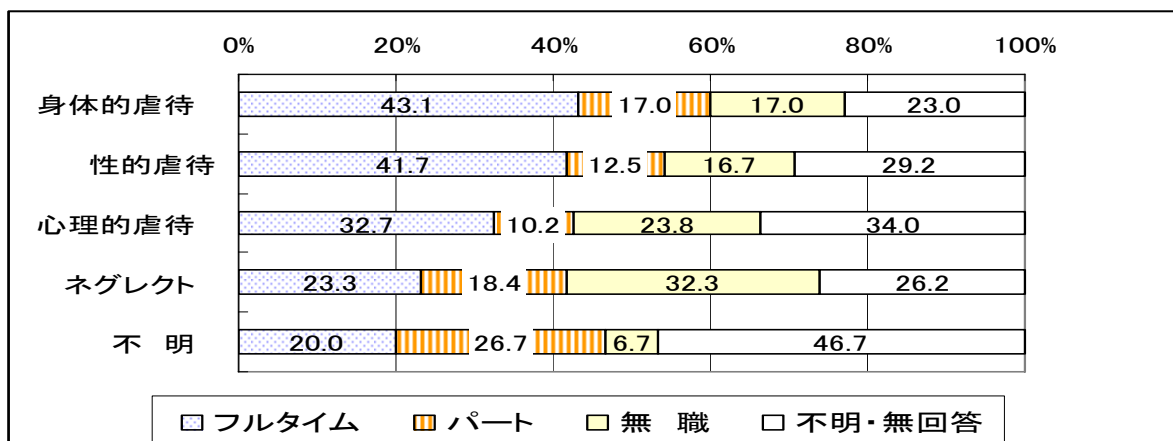
図表40 虐待者と就業状況



### ③ 就業状況と虐待の種類

虐待の種別でみると、身体的虐待や性的虐待はフルタイムで40%を超えるのに対して、ネグレクトでは無職が32.3%であった。このネグレクトの無職にパートの18.4%をあわせると5割を超え、不安定な生活状況を示している。

図表4-1 就業状況と虐待の種類

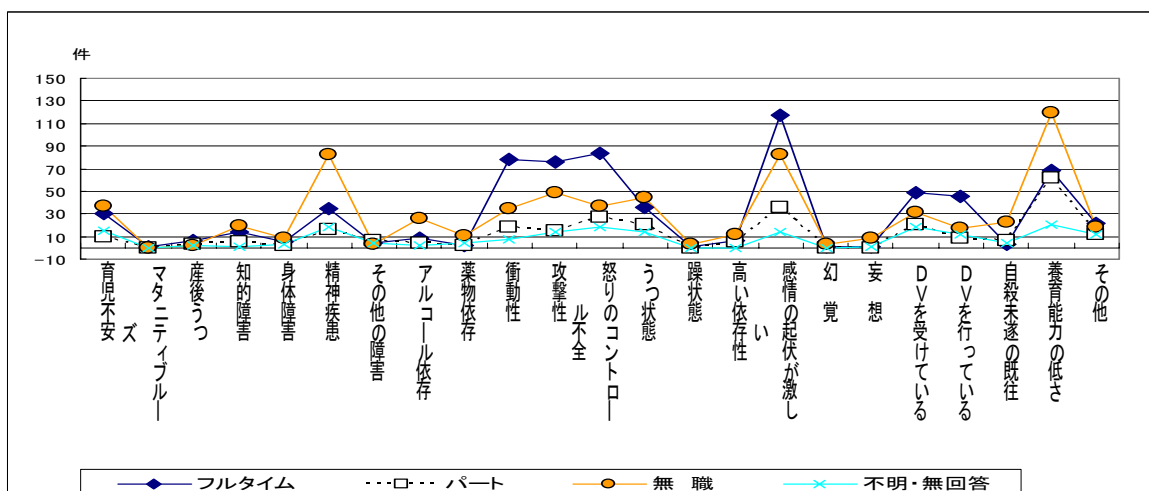


### ④ 就業状況と養育者の状況

無職の場合は、精神疾患、感情の起伏が激しい、養育能力の低さが高い割合で出現している。フルタイムで最も多かったのは感情の起伏が激しいである。

衝動性、攻撃性、怒りのコントロール不全、感情の起伏の激しさなどは無職よりむしろフルタイムのほうが高い。

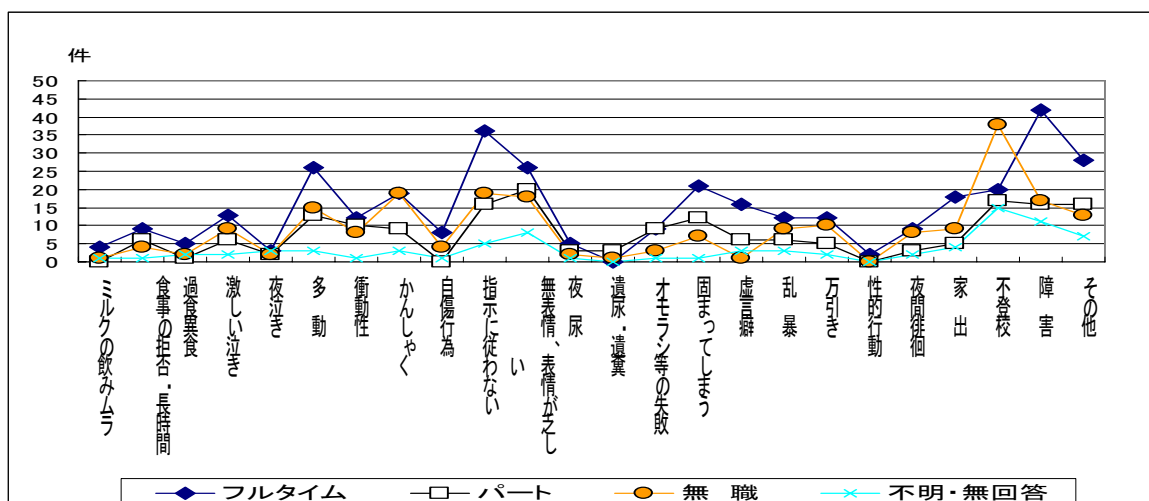
図表4-2 養育者の状況と就業



### ⑤ 子どもの状態と就業状況

親の無職状態と子どもの関係では、もっとも高いのは、不登校である。フルタイムでは障害、指示に従わないである。パートはおおむね無職とフルタイムの間を推移している。

図表 4 3 被虐待児の状況と就業

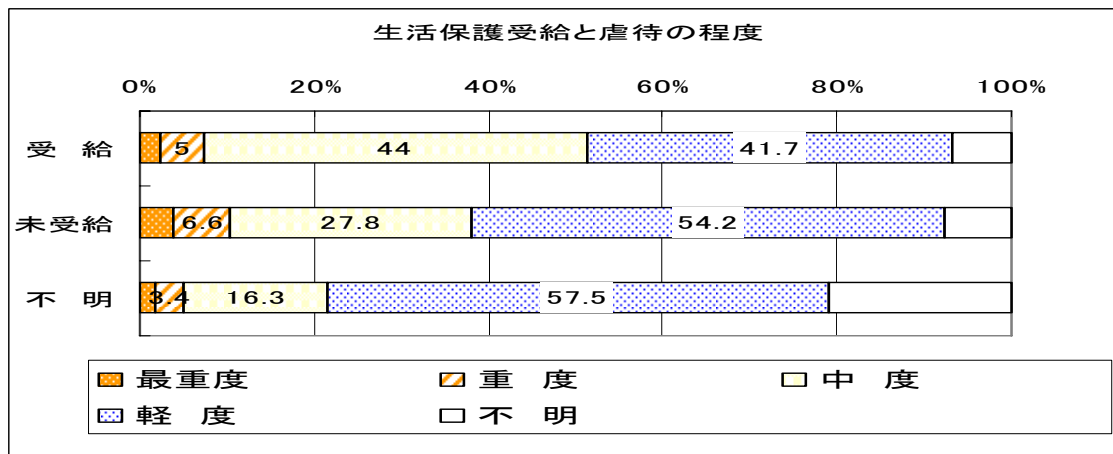


### 5-2) 生活保護

受給状況と虐待の程度をみると、受給の場合は未受給・不明にくらべると、中度の割合が他より高い。

また、受給でネグレクトの占める割合が 66.1%である。

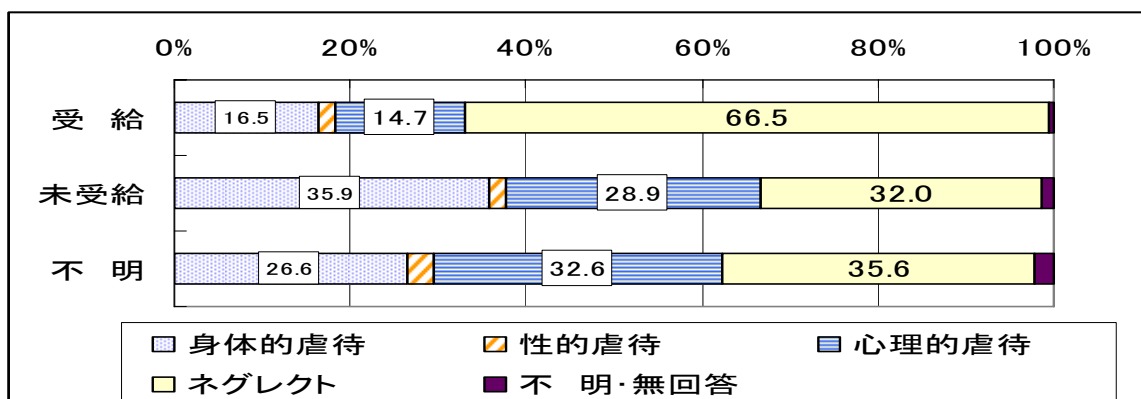
図表 4 4 生活保護受給と虐待の程度





虐待の種類別でみると、受給では、未受給・不明にくらべると66.5%がネグレクトである。未受給は、身体的虐待の割合が35.9%、心理的虐待が28.9%、ネグレクトが32%とほぼ同じ割合である。

図表45 虐待の種類と受給の有無



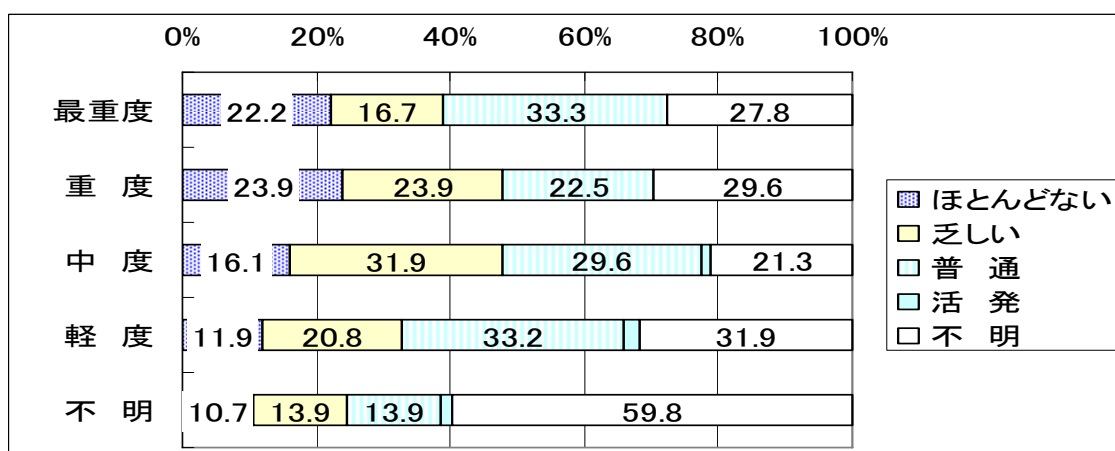
## 6) 地域社会との接触

虐待の程度が中度以上の4割は地域社会との接触が乏しく、孤立的である。

### ① 虐待の程度との関係

虐待の程度をみると、最重度は社会的接触が「ほとんどない」「乏しい」を合わせると39%、重度・中度のそれは48%を占めている。

図表46 虐待の程度と地域社会との接触

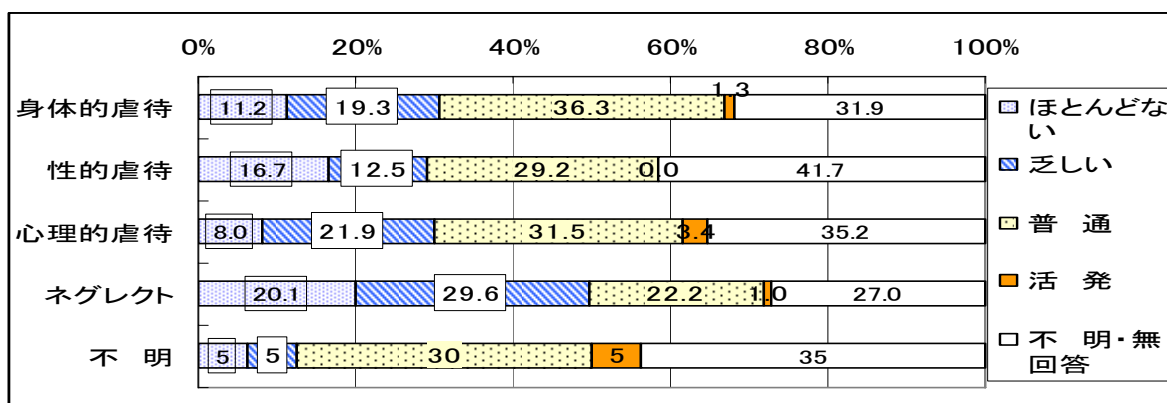


## ② 虐待種別との関係

虐待種別で見ると、ネグレクトでは「ほとんどない」「乏しい」を合わせた5割が地域社会との接触が少なく、孤立的である。

地域社会との接触が「ほとんどない」がネグレクトでは20.1%、ついで性的虐待が16.7%である。身体的虐待では「普通」がもっとも高く36.3%である。

図表47 虐待種類と地域社会との接触

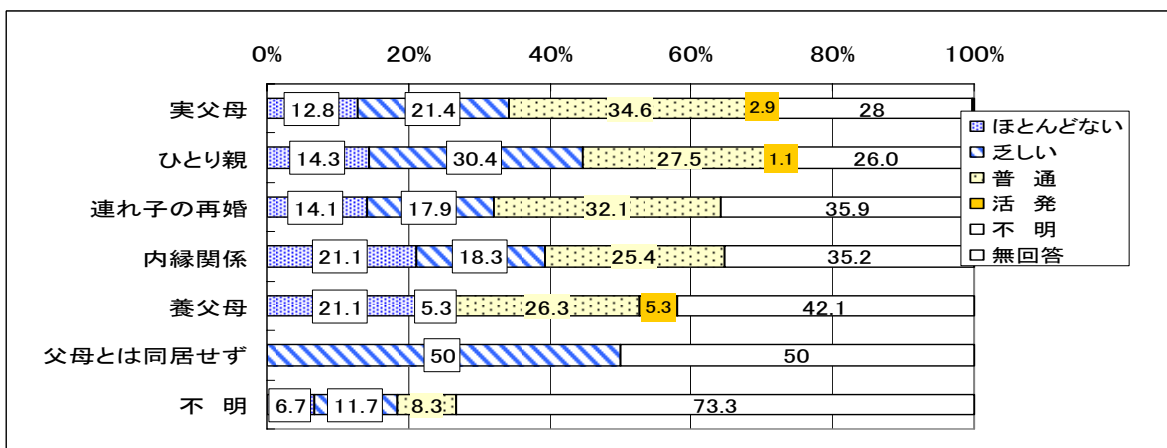


## ③ 家族と地域社会の接触

ひとり親の家族の場合、45%に地域社会からの孤立傾向がみられる。

地域社会との接触が「ほとんどない」「乏しい」を合わせた孤立傾向は、ひとり親が44.7%で最も高く、ついで、内縁関係が39.4%、実父母が34.2%である。

図表48 家族と地域社会との接触

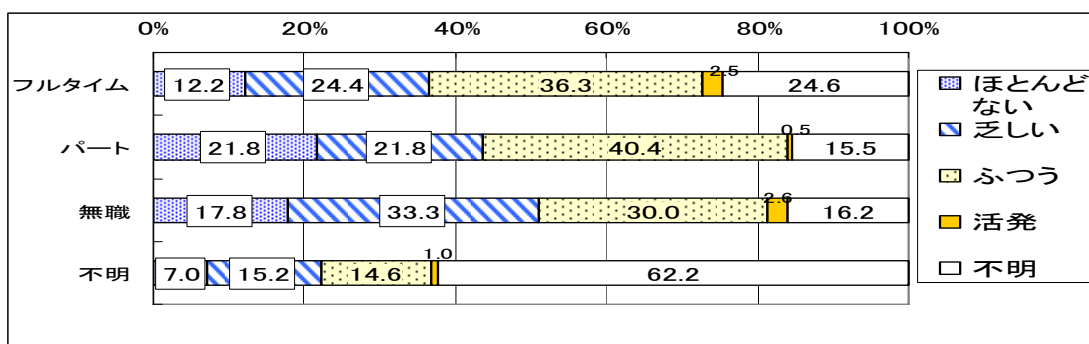


#### ④ 就業状況と地域社会との接触

無職の5割が地域社会との接触が希薄である。

就業状況を見ると、無職においては地域社会との接触が「ほとんどない」「乏しい」の合計は5割と最も高いが、パートにおいても43.6%、フルタイムでも36.6%である。

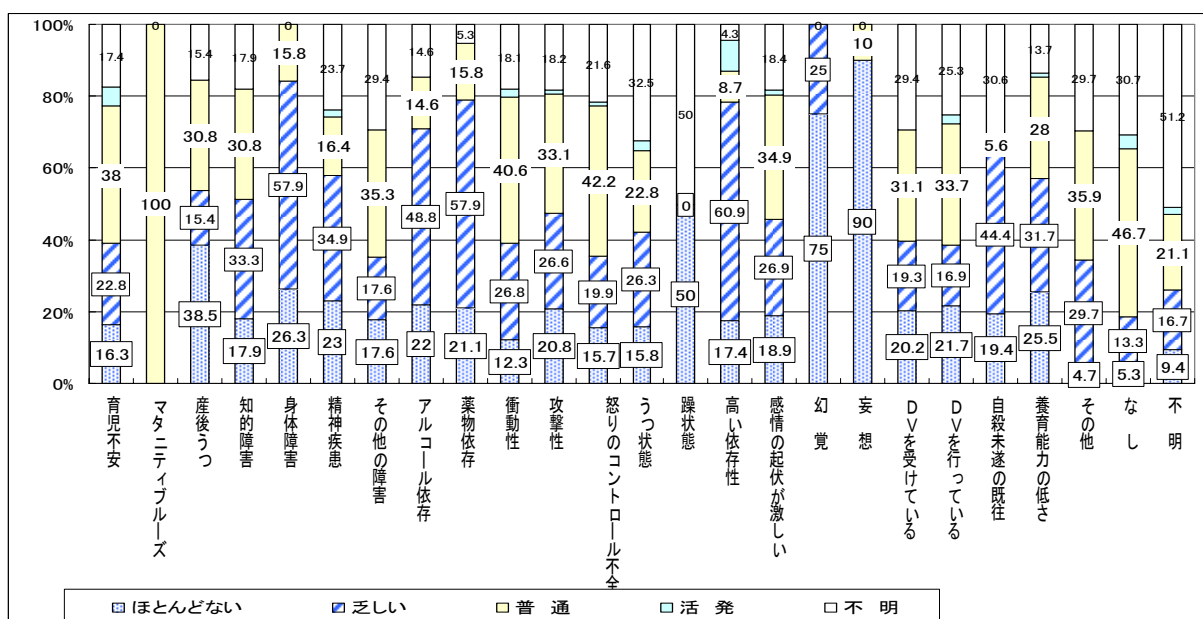
図表49 就業状況と地域社会との接触



#### ⑤ 地域社会との接触と養育者の状況

育児不安や産後うつが「ほとんどない」と「乏しい」の合計はほぼ4割である。またこれらの合計の割合は、障害関係、薬物やアルコール依存、さらに精神的な症状のあらわれている場合に高く孤立傾向にある。「養育能力が低い」場合も5割を超えている。

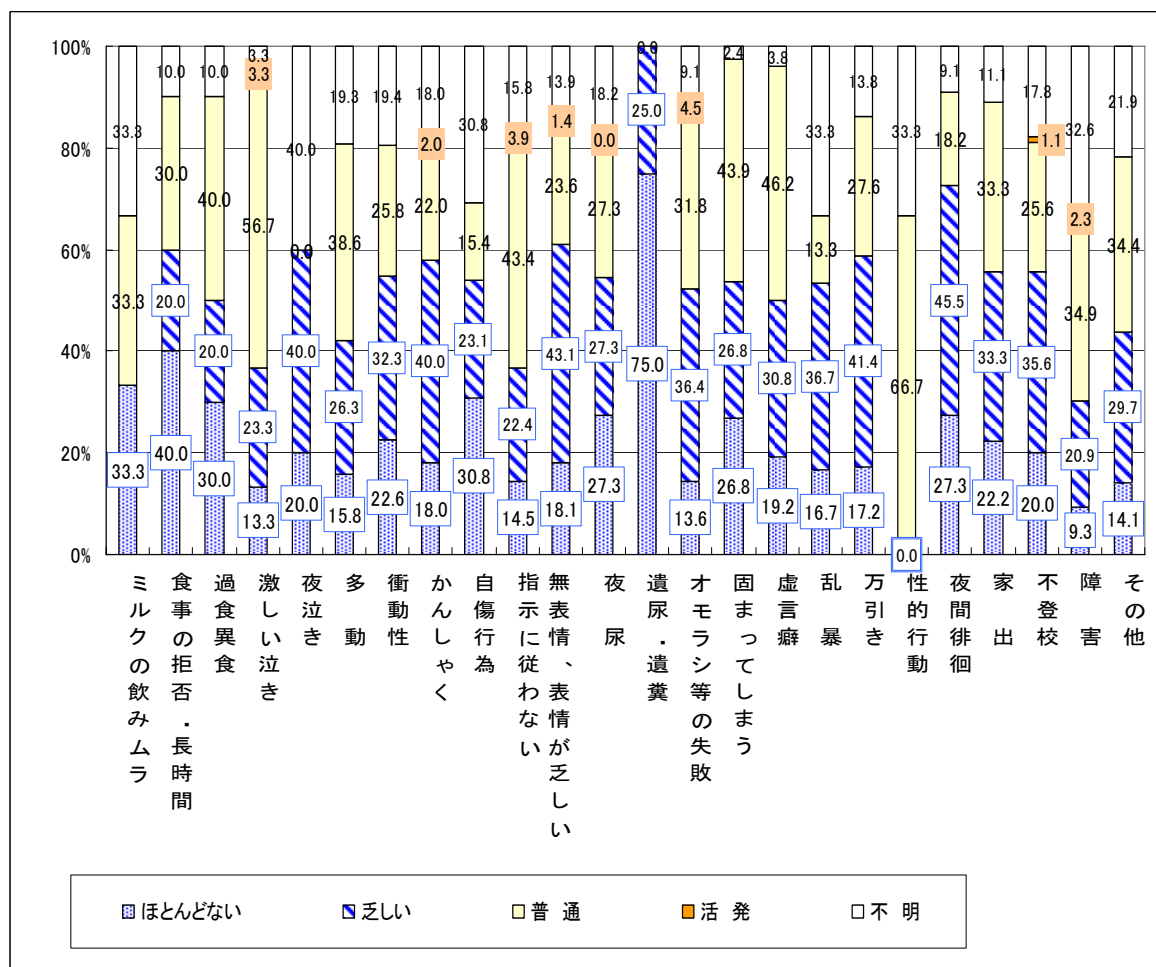
図表50 地域社会との接触と養育者の状況



## ⑥ 地域社会との接触と被虐待児の状況

遺尿・遺糞の1項目が突出しているものの、夜間徘徊、食事の拒否・長時間、夜泣き、無表情・表情が乏しい、万引きの6割が地域社会との接触がほとんどなかったり、乏しく孤立傾向にある。夜泣きや食事の拒否・長時間が多いことは、子育ての孤立を示し親子が困り果てている状況が浮かぶ。さらに万引きなどの非行傾向にある子どもの場合にも地域から孤立している家族である。

図表5-1 地域社会との接触と被虐待児の状況

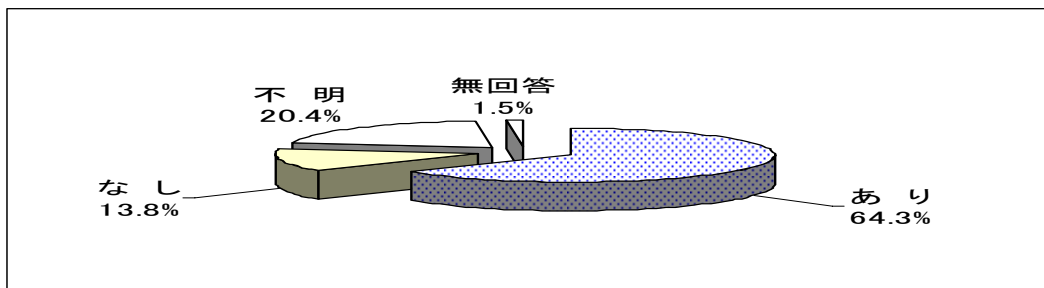


## 7) 養育支援者

虐待があった64.3%には養育支援者がいた。従って虐待の軽減につながる養育支援者かどうか見極める必要がある。

養育支援者の存在がわからないままの不明が20.4%あり、支援者がいない場合は13.8%である。

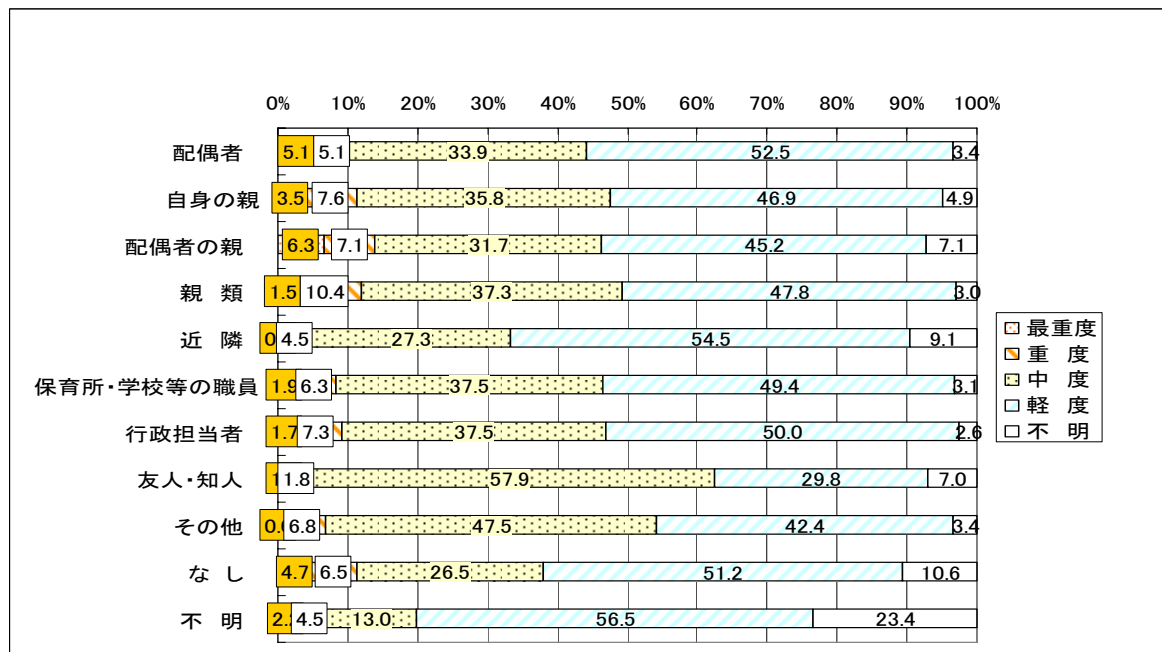
図表5-2 養育支援者の有無



### ① 虐待の程度と養育支援者

虐待の程度と養育支援者の関係をみると、支援者が配偶者の親である場合、最重度・重度が13.4%を占めている。ついで自身の親が11.1%である。

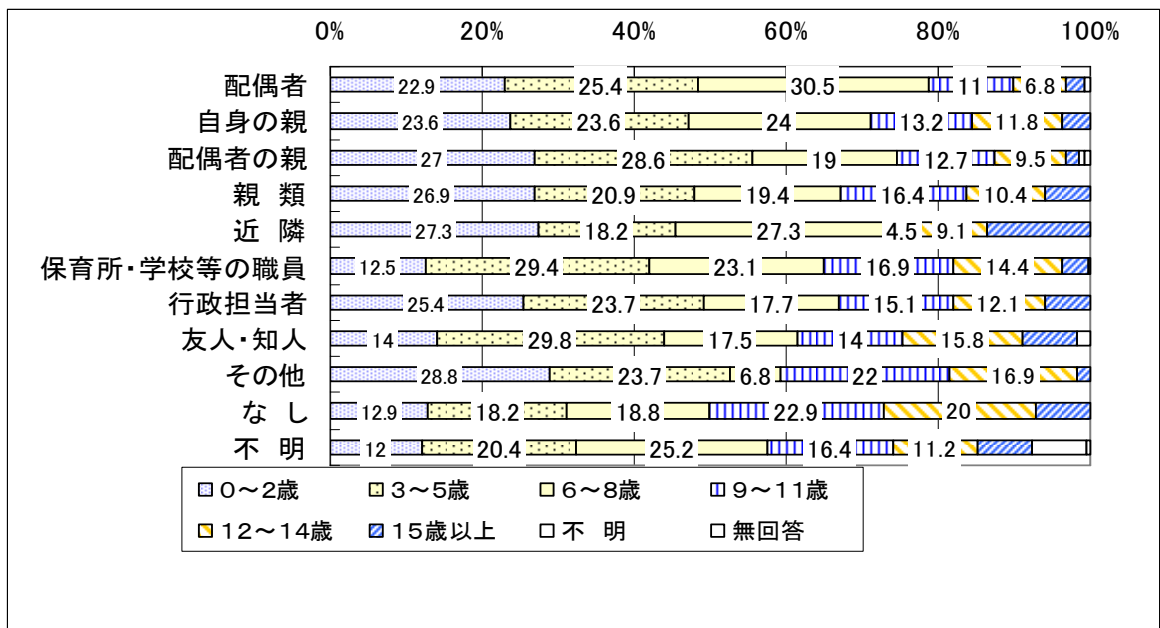
図表5-3 養育支援者と虐待の程度



## ② 養育支援者と子どもの年齢

養育支援者については8歳までの8割近くが配偶者である。0歳から5歳までは自身の親より配偶者の親をあげている割合がやや高い。

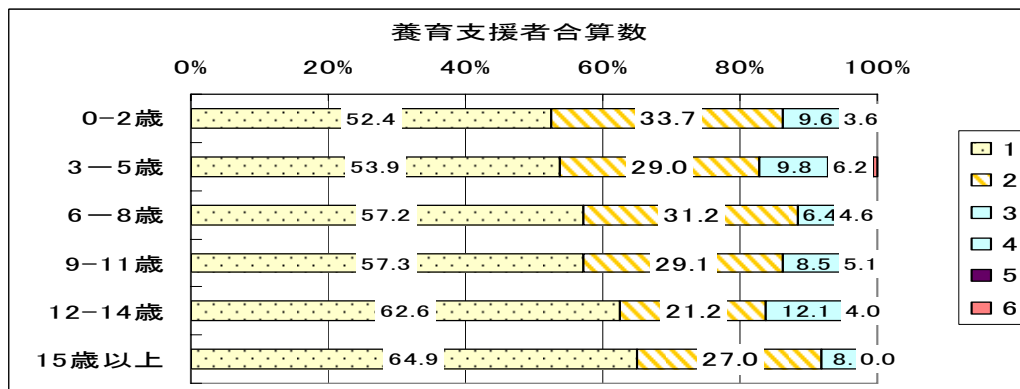
図表5-4 養育支援者と被虐待児の年齢



## ③ 養育支援者（養育支援者のいる場合のみ）

養育支援者については、複数回答であったので、有効回答数（1228人のうち養育支援者該当者790人、欠損1、有効回答798人）でみたところ、1ケースあたり、平均1.6か所の支援をうけている。子どもの年齢ごとの支援者合計箇所数は以下のとおりとなる。

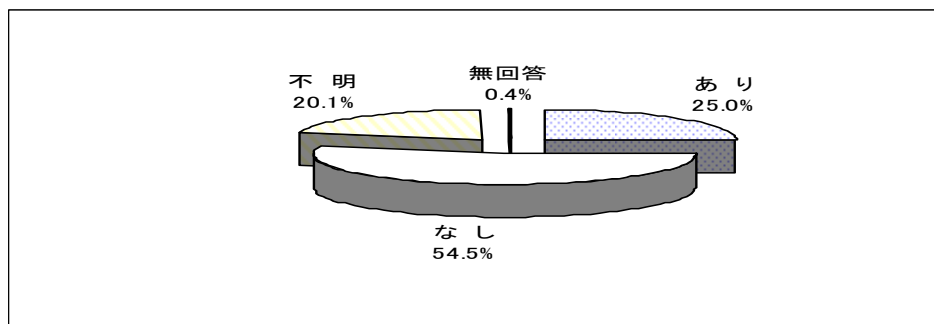
図表5-5 年齢別の養育支援者の人数



## 8) 転居 (1年以内)

転居は、全体の25%を占めている。

図表56 1年以内の転居



### ① 年齢と転居

転居は全体の25%である。虐待者の年齢との関係を見ると、転居が多いのは20代で4割を占めている。ついで19歳以下、30代前半、30代後半、40代以上となる。

図表57 年齢別と転居の有無

